

小笠原諸島の占領と返還をめぐる国務省と軍部の対立の構図

真崎 翔

名古屋大学 大学院国際開発研究科

The Structure of Confrontation between the Department of State and the Military over the Occupation and Reversion of the Bonin (Ogasawara) Islands

Masaki, Sho

Graduate School of International Development, Nagoya University

E-mail: masaki.sho@e.mbox.nagoya-u.ac.jp

要旨

小笠原諸島は、太平洋戦争末期の硫黄島の戦いの末に陥落して以降、1968年まで米国による軍事占領下におかれた。戦後日米関係史において、国務省と軍部の対日政策は、その対立点よりも、むしろ一致点に焦点が当てられてきた。しかしながら、国務省と軍部は、对小笠原政策においては、対立していたかのようであった。国務省は、良好で安定した日米関係を構築する必要性から、小笠原の信託統治化に反対し、その早期返還を求めた。一方で、軍部は、不安定化しつつある極東情勢を懸念し、米国の安全保障戦略上の要請から、小笠原を恒久的に軍事占領する必要性を訴えた。最終的に、国務省が主張する小笠原返還が、1967年11月の日米首脳会談において合意された。それは、自国の軍事的利益よりも、日米の友好関係から得られる利益を優先した決断のようであった。

小笠原諸島には、米国の安全保障戦略上、重要な基地がおかれていた。加えて、硫黄島の戦いにおける激戦から、多くの米国民にとって象徴的意味をもつ。国務省は、軍部や米国民に小笠原返還を納得させるために、返還によって安全保障上の既得権を保持する必要があった。また、米国民の小笠原に対する特別な感情にも配慮しなくてはいけなかった。さらに、ベトナム戦争や沖縄占領に起因する日米の緊張関係を緩和することも急務であった。本論は、これらの難しい課題に対する国務省の解決策が、核「密約」であったということを論証する。そして、国務省と軍部の小笠原の占領と返還をめぐる対立が表面的なものであり、むしろ根本的には双方の意図が一致していたということを証明する。

キーワード

硫黄島、ソフト・パワー、日米関係、密約、領土問題

Abstract

Following the historic U.S. victory of the Battle of Iwo Jima, during the last phase of the Pacific War, the Bonin (Ogasawara) Islands came under U.S. military control and remained occupation until 1968. In the history of U.S.-Japan relations, the primary focus regarding Japanese policy has been cooperation—rather than confrontation—between the Department of State and the military. However, these two parties seemed to be in conflict over the Bonin policy. For the sake of maintaining a satisfactory and stable relationship with Japan, the former opposed putting the islands under U.S. trust territory and advocated early reversion. The latter, concerned with the unstable situation developing in the Far East, perceived the necessity for permanent occupation of the islands from a security standpoint. During the U.S.-Japan summit meeting in November 1967, return of the islands was agreed upon, supported by the State Department. This decision indicated that the U.S. considered interests obtained from a desirable relationship with Japan more important than military interests.

The Bonin Islands had important military bases in the U.S. security strategy. In addition, Iwo Jima held a symbolic meaning for many American citizens since the fierce battle fought over it. In order to convince the military to return the islands, the State Department needed to maintain America's vested rights even after the reversion. Moreover, it had to take Americans' special feelings for the islands into consideration, and attempt to ease the tension of U.S.-Japan relations, which originated in the Vietnam War and occupation of Okinawa. Was there any magical tool that could solve these difficult problems altogether? The answer this paper gives is a nuclear "secret agreement." This paper will demonstrate that the confrontation between the State Department and the military over the occupation and reversion of the Bonins was superficial, and that the intention of the two parties was fundamentally correlated.

Keywords

Iwo Jima, secret agreement, soft power, territorial dispute, U.S.-Japan relations

はじめに

ロバート・エルドリッチは、膨大な史料調査により、小笠原¹の地図上の発見から日本領への復帰に至るまでの、優れた通史を著した²。同氏は小笠原諸島の

1 小笠原諸島は、小笠原群島、西之島、火山列島、南鳥島、沖ノ鳥島を含む島嶼群である。

2 ロバート・D・エルドリッチ『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』（南方新社、2008年）。

みならず、奄美群島の返還問題に初めて焦点を当てた研究者の一人でもある³。その日米関係論における功績は計り知れない。エルドリッジは、一貫してそれらの領土返還交渉を、国務省と軍部との対立というかたちで描き、領土問題の解決を国務省の勝利として論述してきた。小笠原占領の根拠となった講和交渉期における国務省と軍部の立場を考察する際にも、「対立を検証する」とした⁴。

エルドリッジのこのような歴史観による叙述は、これまでの戦後日米関係史における主流の見方を修正する試みであったのかもしれない。なぜならば、多くの研究者は、戦後の米国の対日政策を考察するうえで、国務省と軍部との区別をほとんどしていないからである。小笠原問題においても、このような視点が主流であった。豊田祐基子や島川雅史は、小笠原返還をめぐる国務省と軍部の関係を明確にできていない⁵。また、太田昌克は軍部に批判的である点はエルドリッジと共通しているが、国務省と軍部が、小笠原を核基地化するうえで、むしろ共謀関係にあったかのように記述している⁶。例えば太田は、小笠原返還をめぐる「米外交当局が、小笠原返還後の核貯蔵に固執する米軍部の要望に応えよう」としたと主張する⁷。なぜ、小笠原をめぐる国務省と軍部との関係を叙述する際に、このような違いが生じるのであろうか。

エルドリッジが主張する通り、確かにワシントンの政策立案者らは、日米関係を悪化させないように十分配慮してきた。戦後の日米友好関係の構築は、その努力なしに成し得なかったであろう。エルドリッジは、当時の米国の「政策決定者たち」は、小笠原返還によって「日米両国の友好と協力関係を維持すること」を目指したと論じる⁸。ただし小笠原問題の解決にあたって、「安全保障上の要請や、本土復帰の要望や小笠原をめぐる両国の国民感情との間のバランス」がとられていなければならなかったという⁹。エルドリッジは、最終的に、太平洋戦争の結果として「勝ち取った領土」であるにもかかわらず、「寛大」にも米国が「小笠原諸島等に対して日本の『潜在主権』を認め」て「平和的に」返還したとする¹⁰。

小笠原の統治をめぐる国務省と軍部のそれぞれの立場を考察することは、戦後の米国の対日政策を理解するうえで重要である。なぜならば、小笠原には米

3 ロバート・D・エルドリッジ『奄美返還と日米関係：戦後アメリカの奄美・沖縄占領とアジア戦略』（南方新社、2003年）。

4 エルドリッジ『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』21頁。

5 豊田祐基子『「共犯」の同盟史：日米密約と自民党政権』（岩波書店、2009年）。島川雅史『アメリカの戦争と日米安保体制：在日米軍と日本の役割』第三版（社会評論社、2011年）。

6 太田昌克『日米「核密約」の全貌』（筑摩書房、2011年）。

7 太田『日米「核密約」の全貌』258頁。

8 エルドリッジ『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』3頁。

9 同上。

10 同書、466-67頁。

軍基地が置かれており、その処遇が直接的に米国の、広くは極東の安全保障に影響を与えるからである。従って、各利害関係者の意見が対立しやすい事例であったと言えよう。また、沖縄とは異なり、小笠原は外部から隔離され、一般人の立ち入りが固く禁じられていた。占領が継続される理由が非常に不透明であることは、多くの日本人の反発を招いた。しかし、小笠原を保持しなければならない理由が高度な軍事機密であったため、米国には占領の根拠を説明することができなかった。そのため、小笠原問題は、米国にとって常に日米関係における扱いにくい懸案事項であり続けたのである。

軍部とは異なり、国務省が日米友好を必要とし、協力関係を構築しようと欲していたというエルドリッジの指摘は正しいであろう。ただし、ある疑問が生じる。なぜ国務省は、日本と良好な関係を構築することを目指したのであるか。また、米国は「安全保障上の要請」と日本人の「国民感情との間のバランス」をいかにしてとり、「寛大」な小笠原返還に結実させたのであるか。冷戦初期の米国における政策立案者と軍部との立場の違いや利害関係を明らかにするうえでも、これらの諸問題を考究する価値は高かろう。本稿は、冷戦期という時代背景を踏まえ、国務省と軍部の対日政策や小笠原統治をめぐる意見の相違の内実を迫る。

第一章 国務省と軍部の戦後の対日政策における一致

小笠原占領に対する米国の各利害関係グループの立場を明らかにするうえで、まず国務省と軍部の対日政策の基本姿勢を論じる必要があるだろう。マッカーサーが辣腕を振るう連合軍最高司令官総司令部（GHQ）により、天皇制を除いて徹底的に旧体制との断絶が図られ、日本は戦争を放棄し、民主主義的な国として再出発することになった。日本は、世界システムの現状打破という姿勢を転換し、戦後は現状維持という立場をとるようになる¹¹。防衛政策において、戦後の日本は同盟国である米国の圧倒的軍事力に自国の命運を委ねるが、その二国間関係は決して対等ではなかった。このような軍事面における対米依存の構造は、戦後どのように構築され、制度化されていったのであろうか。また国務省は、そのような戦後の日本と、いかなる関係を築こうとしたのであろうか。

第一節 対日非武装化路線の転換

真珠湾攻撃から日を待たずして、ワシントンでは戦後計画が議論された。1942年2月、フランクリン・ルーズベルト政権は、コーデル・ハル国務長官を長と

11 村田晃嗣『アメリカ外交：苦悩と希望』（講談社、2005年）15頁。

する戦後外交政策諮問委員会（Advisory Committee on Post-War Foreign Policy）を新設した¹²。同年夏に、同委員会の一組織として極東班（Far East Group）が設置され、対日占領政策を立案した¹³。米国の対日政策は、ポツダム宣言に明示されている。同宣言において、米国は「日本国ノ戦争遂行能力ガ破碎」され、「日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除」されることを求めた¹⁴。さらに同宣言は日本の領土に関して、カイロ宣言の「千九百十四年ノ第一次世界大戦ノ開始以後ニ於テ日本ガ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ日本ヨリ剥奪」し、また「暴力及貪慾ニ依リ日本国ガ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ駆逐セラルベシ」という条項を踏襲した¹⁵。そのうえで、日本の主権を「本州、北海道、九州、四国」および連合国が「決定スル諸小島ニ局限」するとした¹⁶。ポツダム宣言には、日本を武装解除し、大幅に領土を削減することで、日本における軍国主義を根絶するという意思が表出している。

米国や他の連合国の意思を反映した新憲法が発効し、日本の非武装化が達成された。ただし、対日政策立案者のなかで唯一の日本専門家とされ、懲罰的な占領政策に反対していた極東班初期メンバーのヒュー・ボートンでさえ¹⁷、1946年9月30日付の国務省極東局長ジョン・ヴィンセントへの覚書で、憲法9条による非軍事化と動員解除では、後に日本人によって改正されてしまう可能性があるために不十分であり、従って連合国との合意や平和条約による25年間の徹底した非武装条約が必要であると進言した¹⁸。このように、米国の対日占領政策において、日本の非武装化は徹底された。しかし、米ソ冷戦の勃発により激変する国際情勢は、日本のみが冷戦に無関係であることを許さなかった。

米ソの歩調が合わなくなると、対日政策を監督し、全会一致を原則とする極東委員会は、対日平和条約を前にして事実上の機能不全に陥った。そして、1947年3月12日のハリー・トルーマン大統領によるトルーマン・ドクトリンの披瀝により、冷戦の開始が事実上布告された¹⁹。同ドクトリンが発表された段階では、日本を非武装化するという対日政策で連合国の意見が一致していた。しかし、

12 五百旗頭真『日米戦争と戦後日本』（講談社、2005年）47頁。

13 同上。

14 「ポツダム宣言」細谷千博（他）編『日米関係資料集：1945-97』（東京大学出版会、1999年）：8-9頁。

15 「カイロ宣言」『日米関係資料集：1945-97』3頁。

16 「ポツダム宣言」『日米関係資料集：1945-97』9頁。

17 五百旗頭『日米戦争と戦後日本』56-66頁。

18 “Memorandum by the Acting Chief of the Division of Japanese Affairs (Borton) to the Director of the Office of Far Eastern Affairs, [Washington,] September 30, 1946,” in U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1946* (Washington, GPO, 1971), 8: 323. 以下、*FRUS* とする。

19 “The Truman Doctrine (3/12/1947).” In *A Documentary History of U.S.-Japanese Relations, 1945-1997*. Edited by Chihiro Hosoya, at el. (Tokyo: University of Tokyo Press, 1999): 37-38.

すでに米政権内部ではソ連が危険視されていた。米国は、政治的に日本と結びつつ、軍事的に日本を抑えこむという、難しい舵取りを迫られたのである。

極東委員会が対日政策を規定するうえで現実的な組織ではなくなり、ジョージ・ケナン国務省政策企画本部長ら政策立案者は、講和におけるソ連外しを検討し、日本を中立化するに等しい4 大国による25 年間の非武装条約案の見直しを始めた²⁰。米国の同条約案への態度変更は、日本の再武装に舵を切ったということに加えて、講和交渉や講和後の対日政策からソ連の影響を排除するためでもあったと考えられる。4 大国による非武装条約を結んだ場合、日本の非武装が保証される。しかし、講和後の日本の非武装を、ソ連の日本への派遣隊とともに監視することは、米国にとって具合が悪かったのであろう²¹。米国は確実な日本の非武装よりも、確実な日本への排他的駐留を選択したのである。それは、日本を対ソ緩衝地帯にすると同時に、日本を封じ込める有効な手段であった。

トルーマンやケナンら対ソ強硬派の意見を対日政策に反映したものが、1948 年10 月7 日に国家安全保障委員会から大統領に提出された「合衆国の対日政策に関する勧告」、いわゆる NSC13/2 である²²。その骨子は、講和を遅らせること、講和条約を懲罰的なものにしないこと、日本の警察力の強化、公職追放の緩和、そして日本の経済復興の促進などであった。マッカーサーは依然として日本の非武装中立化と早期講和を訴えていたが²³、それは米国内において少数意見であった。

このような時代背景で、米国の極東における封じ込め政策が構築された。朝鮮戦争勃発前の1949 年12 月30 日にトルーマンが承認した NSC48/2 は、米国の対アジア政策の指針を定めたものである²⁴。アジアにおいて共産主義に対抗する同盟網を構築する必要性を訴えている点で、同年10 月の中華人民共和国の成立を意識したものであったと考えられる。NSC48/2 は、アジア諸地域のなかでも、とりわけ、日本、沖縄およびフィリピンの重要性を強調した²⁵。同時に、アジア諸国に対する安全保障面における米国の援助の条件として、自助努力を訴えて

20 “Memorandum by Mr. John P. Davis, Jr., of the Policy Planning Staff to the Director of the Staff (Kennan), August 12, 1947,” in *FRUS 1947*, 6, 486.

21 “Memorandum of Conversation, by the Acting Political Adviser in Japan (Sebald), October 26, 1947,” in *FRUS 1947*, 6, 547.

22 “A Report to the President by the National Security Council on Recommendations with Respect to U.S. Policy toward Japan, October 7, 1948, Washington,” Document of the National Security Council 1947-1977, REEL 1, the Center for Pacific and American Studies Library, the University of Tokyo.

23 “Memorandum by General of the Army Douglas MacArthur, 21 March 1947,” in *FRUS 1947*, 6, 455-56.

24 “A Report to the President by the National Security Council on the Position of the United States with Respect to Asia, December 30, 1949, Washington,” Document of the National Security Council 1947-1977, REEL 2, the Center for Pacific and American Studies Library, the University of Tokyo.

25 *Ibid.*

いる点で、前年 6 月 11 日に合衆国上院で決議された合衆国上院決議第 239 条、いわゆるヴァンデンバーグ決議²⁶を反映したものであったと言えよう。これは、日本再軍備の伏線になった。

NSC48/2 の承認からおおよそ 1 週間後の 1950 年 1 月 12 日、ワシントンの政策立案者の合意を背景に、ディーン・アチソン国務長官はナショナル・プレス・クラブにおける演説で、アリューシャン列島から日本および沖縄を通り、フィリピンに至る一連の列島を、アジアにおける米国の安全保障上の不後退防衛線であると国内外に表明した²⁷。また、ソ連への対決姿勢、中国への失望感、そして他のアジア諸国民への軍事および経済援助の必要性などが訴えられ、アジアにおいてもソ連を封じ込める決意が表明された²⁸。これは、NSC48/2 が方向付けた米国のアジア政策を国外へ表明するものであり、日本は、明確に、米国の安全保障戦略の枠内に組み込まれたのである。言うまでもなく、そこには小笠原も含まれた。

1950 年 6 月に朝鮮戦争が勃発した。マッカーサーをはじめとする軍の高官らは、日本占領軍の多くが朝鮮半島の前線に送り込まれるために、自衛手段をもたない日本の防備が手薄になってしまうことを危惧した²⁹。戦争勃発の翌月、マッカーサーは吉田茂首相に、75,000 人規模の警察予備隊を組織し、また海上警備隊の人員を 2,000 名追加することを命じた³⁰。日本再軍備の流れは、マッカーサーの後任であるマシュー・リッジウェイにも引き継がれたのであった³¹。

朝鮮戦争は米中の敵対関係を決定的なものとし、東アジアにおける日米対中ソ、という冷戦構造を顕在化させた。また、補給基地としての日本の重要性が再確認された。米政府は、北朝鮮の侵攻が究極的には日本に向けられたものであると捉え、日本と早期に講和し、日本における米軍駐留と日本の再軍備を確実なものにする必要に迫られた³²。日本を非武装化することで極東を安定させるという米国の戦後構想は、皮肉にも不安定化する極東情勢という外的要因により、見直しを余儀なくされたのである。この対日基本方針の変更は「逆コース」と言われる。日本を西側陣営の責任ある一員として再軍備するという方針は、確かにそれ以前の方針からの大転換であった。しかし注視すべきは、米国の安全を保障するという戦前と変わらない目的に対して、その手段が変わったに過

26 United States Senate, *Congressional Record: Proceedings and Debates of the 80th Congress, Second Session, Volume 94, Part 6, June 3, 1948, to June 14, 1948 (Page 6991 to 8228)*, (Washington, DC: United States Government Printing Office, 1948), 7791.

27 Department of State, "Crisis in Asia: An Examination of U.S. Policy," in *The Department of State Bulletin* vol. 22, no. 551 (Washington: GPO, 1950): 115-16.

28 *Ibid.*, 111-18.

29 Schaller, *Altered States*, 45.

30 *Ibid.*

31 *Ibid.*, 45-46.

32 *Ibid.*, 31-32.

ぎないということである。飽くまで、米国のための日本再軍備であった。

第二節 不釣り合いな同盟関係の維持

米国は日本の再軍備に舵を切ったが、なお日本における軍国主義の台頭や共産主義革命の勃発に対する危惧が根強く、日本を米国の極東における戦略構想に制度的に組み込んでおく必要があった。朝鮮戦争最中の1951年9月、サンフランシスコにおいて日本との平和条約が中ソ抜きで調印された。同日、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約も調印された。講和後も引き続き米軍を駐留させる構想は、吉田から初めて米国に提案されたものであったとされる³³。朝鮮戦争後に徐々に再軍備を許されてきたとはいえ、他国からの侵略行為を単独で防ぐ術をもたない日本にとって、米国の庇護に頼るしか道がなかったのであった。しかしながら、日本は米軍を駐留させることを義務付けられている一方で、在日米軍には日本を防衛する義務がなかった³⁴。さらに、外国による教唆や干渉によって日本国内で大規模な内乱や騒擾が生じた場合、在日米軍がそれを鎮圧することを許していた³⁵。いわゆる「内乱条項」というものである。安保条約は、講話が成立したにもかかわらず、依然として日米間に占領者と被占領者の関係を残す片務的なものであった³⁶。

共産主義勢力に対抗するために米軍の常設基地を置くという米国の思惑は、日米安保条約の発効を以って、ひとまず達成された。講和条約と安保条約により、極東において共産主義勢力と対峙するうえで重要な拠点である日本本土に駐留するだけでなく、沖縄と小笠原の自由な基地使用をも米国は許されたのである³⁷。また、「内乱条項」は露骨に日本における共産主義革命を封じ込めるものであった。このような不平等な条約の見直しに日本が取り掛かるのに時間はかからなかった。皮肉にも、米国の対日政策の転換によって公職に復帰した岸信介により、米国有利の条約が改正されることとなる。

ダグラス・マッカーサー二世駐日米国大使は、ドワイト・アイゼンハワー大統領やジョン・フォスター・ダレス国務長官に対して、親米保守の岸政権を存続させるために安保条約を改定する必要があるということを、強く訴え続けた³⁸。ただし、マッカーサー大使は安保条約改定に後ろ向きなダレスを説得する際、安保改定により日本を協議相手にすることで、日本からの極東における米軍へ

33 宮沢喜一『東京-ワシントンの密談』（実業之日本社、1956年）55-6頁。

34 「日米安全保障条約」『日米関係資料集：1945-97』135-36頁。

35 同上。

36 川上高司『米国の対日政策：覇権システムと日米関係』（同文館、1996年）40頁。

37 「対日平和条約」『日米関係資料集：1945-97』112頁。

38 Schaller, *Altered States*, 138.

の後方支援協力や、在日米軍基地内における核配備許可のみならず、日本が防衛目的の核ミサイルを持つことまで見込めると主張した³⁹。また、国防省の主張を受け、安保調印後に、日本への核持ち込み（transiting）の権利を「密約」という形で岸首相に認めさせたのも、マッカーサーであった⁴⁰。岸は政治生命と引き換えに新安保条約を成立させたが、この時の反安保闘争は米国に多大なプレッシャーを与え、その経験は後の小笠原返還交渉に大きく影響することになる。

条約改正により、「自国の憲法上の規定及び手続に従つて」という条件付きではあるが、米国による日本防衛の意思が明記され、また「内乱条項」は撤廃された⁴¹。ただし、日本を防衛するためだけではなく、「極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため」にも、米国は在日米軍基地を使用することが可能であるとされた⁴²。なお、日本は「自国の憲法上の規定」に従って米軍への協力を断ることが条文上可能である。しかしながら、当時の情勢を鑑みた場合、極東有事が日本の安全保障に一切の影響を与えないとは考えにくい。また、米軍への協力を断った場合、憲法上の制約により外部からの脅威から日本の安全を保障するうえで不可欠な米国との同盟関係を、瓦解させる恐れがあった。そのため、米軍への協力を断ることは、現実的にほぼ不可能であった。従って、この条文は、飽くまで米国の逃げ口上のために挿入されたと考えられる。新憲法と安保改定により、日本を大陸の共産主義勢力に対する防波堤とする米国の構想は生き残ったのである。

新安保条約には、追加条項がある。条約署名の同日、条約第六条の実施に関する交換公文が手交された。これは、日本への米軍の装備の重要な変更等に対して、事前に協議すること定めたものである⁴³。外務省が2010年に公開した「密約」文書によると、同交換公文が対象とする装備とは核兵器のことであり、「装備における重要な変更」は、核持ち込み（introduction）を意味する⁴⁴。また同史料によると、少なくとも米国は、核搭載艦船および航空機が一時的に日本へ立ち寄る場合は、持ち込みに該当しないという認識を持っていたようである⁴⁵。

「日本側の意思を確認し同意を得る仕組みが整備されたこと」に事前協議制度の意義があり、「以後、在日米軍基地は、日米両国の共同の意思の下に運用さ

39 “Letter from the Ambassador to Japan (MacArthur) to Secretary of State Dulles, Tokyo, April 18, 1958,” in *FRUS 1958-1960*, 18, 27.

40 Schaller, *Altered States*, 141.

41 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」『日米関係資料集：1945-97』460-62頁。

42 同書、461頁。

43 「条約第六条の実施に関する交換公文」『日米関係資料集：1945-97』465頁。

44 「報告対象文書1-3」外務省調査チーム編『いわゆる密約に関する調査報告対象文書（1. 1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する「密約」問題関連）』。

45 同上。

れる」ようになったという好意的な見方がある⁴⁶。しかし、米国が在日米軍基地の運用において日本との「共同の意思の下に運用」することを望んでいたとは考え難いし、この時すでに日本領土である沖縄や小笠原に核兵器が配備されていたのであり、事前協議制度に米国による無断の核持ち込みを抑止する機能があったという考えは、決して現実を反映していない。

一時的な立ち寄りであれば事前協議の対象とはならないという立場⁴⁷であり、なおかつ同盟国への核持ち込みを秘匿にするために NCND (Neither Confirm Nor Deny) 政策を採用し、核配備に関して肯定も否定もしないという方針⁴⁸の米国が、核搭載艦船を日本領海に進入させる度に、その核配備を肯定して事前協議を申し込むであろうか。また、いかなる基準を以って、一時的な立ち寄りであるかどうかを判断するのであるか。むしろ日本は、事前協議制度の曖昧性や米国の NCND 政策を利用して、米国の核持ち込みに黙認を与えてきたという指摘がある⁴⁹。従って、米国の日本領土への核持ち込みに対して日本が黙認する仕組みとなり、小笠原や沖縄返還交渉時のいわゆる核「密約」や、横須賀における米海軍第7艦隊航空母艦の事実上の「母港」化の伏線になったという事前協議制度に内在する問題点を強調すべきではないか。むしろ、それらは多くの日本人の「意思」に反した基地の運用であろう。安保改定により、「日米の安全保障協力が制度として強化された」という意見がある⁵⁰。しかし、むしろ強化されたのは制度化された対米従属型の同盟関係であり、米軍基地を抱える自治体やその住民の犠牲の上に成り立つ占領であった。そこに沖縄や小笠原島民の苦汁に満ちた生活が含まれることは言うまでもない。

マッカーサーを引き継いだエドウィン・ライシャワーは、知日派であると同時に、熱烈な反共主義者であった。彼は「日本との途切れた対話」と題した論文で、日本の共産主義支持派はいかなる意味でも民主主義の信奉者ではなく、共産主義者は明白な民主主義の敵であり、その目的は日本における議会政治を利用して独裁を達成することであると主張した⁵¹。ライシャワーは、日本が非欧米国における民主主義実験の場であると捉え、日本で起きることが非欧米国家の先例になると考えていたのである⁵²。彼の親日的姿勢は、反共主義と不可分

46 楠綾子「日米同盟の成立から沖縄返還まで」竹内俊隆編著『日米同盟論：歴史・機能・周辺諸国の視点』（ミネルヴァ書房、2011年）85頁。

47 「報告対象文書1-3」。

48 Hans Kristensen, “Japan under the Nuclear Umbrella: U.S. Nuclear Weapons and Nuclear War Planning in Japan during the Cold War,” *The Nautilus Institute* (July, 1999), 12, 31.

49 Kristensen, “Japan under the Nuclear Umbrella,” 46, 49.

50 楠「日米同盟の成立から沖縄返還まで」85頁。

51 Edwin O. Reischauer, “The Broken Dialogue with Japan,” in *Foreign Affairs*, vol. 39, no. 1 (October, 1960): 14-17.

52 エドウィン・ライシャワー／西山千・伊藤拓一訳『アジアの中の日本の役割』（徳間書

あった。ライシャワーは「西太平洋全域における」米国の「支配権」を維持する必要性を認識しており、米国が「日本防衛の強力な公約を行ったおもな理由の一つ」は「アメリカの軍事的な立場」を守るためであったと主張する⁵³。

1966年春に退任したライシャワーを引き継いだのが、戦前から日本との関わりが深い U・アレクシス・ジョンソンであった。ジョンソンは、小笠原および沖縄返還に最も深く関係した人物の一人である。ジョンソンが大使であるうちに小笠原問題が解決したことは、不思議なめぐり合わせのようであった。というのも、ジョンソンは、小笠原島民の人種差別的分断という悲劇に直接関与した人物だったからである⁵⁴。ジョンソンもまた、他の戦後の駐日米国大使の例に漏れず、そして多くの軍高官と同様に、熱烈な反共主義者であった。国務省と軍部は、ともに米国の安全保障の向上をその核心的利益としていたため、意見が根本的に食い違うことはなかった。冷戦初期の対日政策における双方の立場に、大きな違いはなかったのである。

第二章 小笠原をめぐる国務省と軍部の対立

対日政策をめぐり、国務省と軍部の立場は概ね一致していた。しかしながら、小笠原の処理についての立場は、必ずしも双方で統一されていたわけではなかった。米国は伝統的に、日本が小笠原に潜在主権を有するということを認めていた。ただし、軍部は小笠原の排他的占領を恒久的なものにすることを欲していた。一方、国務省は旧島民の帰島や小笠原返還を主張し続けた。小笠原をめぐり、なぜこのような著しい意見の相違がみられるのであろうか。そして、こうした意見の不一致は、その小笠原統治にいかなる影響を及ぼしたのであろうか。

第一節 戦後処理問題としての小笠原：曖昧にされたその法的地位

小笠原諸島の日本領土への復帰は、ポツダム宣言第 8 条によるところが大きい。同宣言はカイロ宣言を踏襲し、日本が侵略的に手に入れた領土を放棄することを規定するのみならず、米英中の 3 ヶ国に領土拡張の意思がないことを改めて再確認するものであった⁵⁵。沖縄は、江戸時代の薩摩藩と琉球王国との関係を考えて場合、「暴力及貪慾ニ依リ日本国ガ略取シタ」領土という主張が成り立

店、1969年) 304頁。

53 同書、61頁。

54 U・アレクシス・ジョンソン／増田弘訳『ジョンソン米大使の日本回想：2・26事件から沖縄返還・ニクソンショックまで』（草思社、1989年）164頁。

55 「カイロ宣言」『日米関係資料集：1945-97』3頁。

ったかもしれない。しかし、小笠原は平和裏に認められた日本の領土であった。小笠原が「諸小島」に含まれるかどうか明言されていないが、日本領であることが否定されなかった。日本領を削るという措置は、日本の非軍国主義化の一環であった。しかしながら、対日平和条約締結前に、沖縄の処理をめぐって、中国国民党の蒋介石と米国の意見が一致しなかったことや⁵⁶、ソ連が米国の小笠原領有化に反発したことを鑑みると⁵⁷、削り取った領土をどうするかという問題は、敢えて据え置かれたのであろう。領土問題を曖昧にしておくことは、連合国間の摩擦を回避するために必要な措置であったと考えられる。小笠原の法的地位が曖昧にされたことは、領土問題を複雑にした。しかしそれゆえに、小笠原が信託統治領として事実上米国に編入されることにならなかったのである。連合国間のパワー・ポリティクスが、結果的に日本に有利に働いたのであった。

米国による小笠原占領の根拠は、対日平和条約第 3 条に求められる。同条では、日本が「北緯 29 度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意」（挿入原文）するとされており⁵⁸、将来的に小笠原諸島を日本の旧委任統治領とともに信託統治化するという米国の意思が明示されている。

トルーマンは 1946 年 11 月 6 日、小笠原を含む他の島嶼地域を米国の信託統治下に置くことと公言した⁵⁹。そもそも、戦略的信託統治は日本の旧委任統治領の統治を米国に引き継がせることを念頭に置いて考案されたそうである⁶⁰。ダレスによると、米政府は「それらの島々を完全に（outright）併合することを欲していなかった」（強調筆者）が「膨大な米国人の犠牲と引き換えに日本から取ったそれらの島々が、再び合衆国に対する攻撃のためのいくつかの飛び石として使われることを不可能たらしめる立場を確信すること」を求めたそうである⁶¹。この文脈では、「それらの島々」が委任統治領を指している。しかしダレスの本意は、太平洋の島嶼群において米国が支配的な立場を維持することで、制海権および制空権を確保するということであつたと考えられる。

信託統治領を併合するという意思と、小笠原を信託統治領にすることを許す平和条約第 3 条があるにもかかわらず、それが実現しなかったのはなぜである

56 “Petition of the Okinawans’ Association in Taiwan,” 794C.021/9-2050, RG 59.

57 JCS 1380/129, “Note by the Secretaries to the Joint Chiefs of Staff on Study on United States Long-term Objectives with Respect to the Ryukyus Islands, December 5, 1951,” CCS 383.21 Japan (3-13-45), Sec. 28, RG 218, 911-12.

58 「日本との平和条約」112 頁。

59 John Foster Dulles, *War or Peace* (New York: The Macmillan Company, 1950), 84.

60 *Ibid.*, 79.

61 *Ibid.*

うか。国連憲章第 77 条⁶²は、第二次世界大戦の敗戦国の領土を信託統治化することを認める。しかしながら、同 83 条⁶³に照らすと、戦略地区⁶⁴を信託統治化するためには常任理事国の賛成が必要であり、明らかに戦略地区である小笠原を信託統治化することをソ連が拒否することは確実であった。事実、ソ連は統治国が信託統治地域に軍事基地を設置することに強く反対しており⁶⁵、小笠原を空軍基地化する目的で信託統治化する際には、直接関係国⁶⁶として扱われることを望んだのであった⁶⁷。信託統治協定の締結には直接関係国の承認が必要であると考えられたためであろう⁶⁸。ジェームズ・バーンズ国務長官は、信託統治領の戦略地域化を阻止することを企図したソ連の要望を拒絶したのであった⁶⁹。

さらに、同 78 条⁷⁰は、国連加盟国の領土が信託統治化されることを禁じる。つまり、講和により米国が日本を西側陣営に組み込んだことで、日本の国連加盟が既定路線になったため、小笠原を信託統治化することが難しくなることは確実であった。また米国は、小笠原を独立させることを目指していたわけではなかった。これは、民族自決を謳う国連憲章第 1 条⁷¹の精神や、「自治または独立に向っての住民の漸進的発達を促進する」という同 76 条⁷²が定める信託統治の基本目的と矛盾する可能性があった。米国の小笠原統治は、戦略的要請からこれらの問題を克服できないため、信託統治化する道義的根拠を得られないのであった。

当然、このような危惧は米国内部で認識されていた⁷³。米国が目指した戦後国際秩序の柱となるべき国連は、皮肉にも日米領土処理問題において、米国に不利に働いたのである。つまり米国にとって、制度上の条件的にも、政治的にも、

62 国際連合「国連憲章」『国際連合広報センター』

http://www.un.org/charter/text_japanese/ (2013 年 11 月 12 日確認)。

63 同上。

64 戦略地区の明確な定義はないようである。しかし、米ソや他の植民地保有国は、ともに戦略地区を軍事基地が置かれた信託統治領と定義していたことは明らかである。詳しくは Dulles, *War or Peace*, 79-83 を参照せよ。戦略地域の法的解釈については、Bruno Simma, et al. ed. *The Charter of the United Nations: A Commentary*, 2nd ed., Vol. 2 (New York: Oxford University Press, 2002), 1123-25 を参照せよ。

65 Dulles, *War or Peace*, 82.

66 直接関係国の明確な定義はないようである。詳しくは、Bruno Simma, *The Charter of the United Nations: A Commentary*, 1118-20 を参照せよ。

67 Dulles, *War or Peace*, 82-3.

68 Ibid., 80.

69 Ibid., 83.

70 国際連合「国連憲章」『国際連合広報センター』

71 同上。

72 同上。

73 JCS 1380/148, "Report by the Joint Strategic Survey Committee to the Joint Chiefs of Staff on Future Post-Peace Treaty Disposition of Ryukyu and Bonin-Volcano Islands, August 6, 1952," 383.21 Japan (3-13-45), Sec. 31, RG 218.

小笠原の信託統治化は事実上不可能であった。従って、米国は信託統治化することで国連からのお墨付きを得て占領を強化する道を諦め、対日平和条約第3条を根拠に、小笠原の地位をいわば宙に浮かせた状態で占領し続けるという道を選ばざるを得なかった。それは、将来日本との間で領土をめぐる問題を抱えることが不可避となる道であった。

第二節 補償金の政治的意味

小笠原の事実上の併合を諦め、将来的に日本に返還するという米国の方針と、島民の生活を犠牲にして小笠原を軍事基地として占領し続けるという方針は、分けて考えられるべきであろう。小笠原を軍事基地化するという構想は、国務省と軍部との間で一致していた。ただし、島民の帰島に関しては、双方で意見が割れていた。なお、小笠原研究の慣例に倣い、1946年にGHQによって父島への帰島を許された欧米系の姓をもつ島民を帰島民と称し、戦前の小笠原の移民史を俯瞰した場合新移民に分類される他の非欧米系の島民を旧移民と称す。

父島と硫黄島は、1956年から核兵器を配備された⁷⁴。大量報復戦略の提唱者であるダレス国務長官は、核をちらつかせる「戦争瀬戸際」外交を肯定していた⁷⁵。小笠原への核配備は、大量報復戦略を忠実に推進していたアーサー・ラドフォード統合参謀本部議長⁷⁶の打診にダレスが許可を与えるかたちで行われた⁷⁷。ダレスはその際、父島および硫黄島への核配備が、将来的な旧島民の帰島を妨げることがないようにと念を押しした⁷⁸。国務省は、小笠原を核基地化することは安全保障上の理由からむしろ奨励するが、旧島民の帰島は許可すべきであるという立場であった。つまり、軍部が完全なる小笠原の掌握を主張していたのに対し、国務省は軍事基地として利用できるのであれば不完全でも良いという立場であった。しかし、核抑止戦略における戦術的な基地であった小笠原は、核配備の秘匿性が核心的に重要であった。そのために、軍部は親米的な帰島民に対してさえ、監視活動や隔離政策をとった⁷⁹。旧島民の帰還を許すことは、核基地

74 “Appendix B,” in Office of the Assistant to the Secretary of Defense (Atomic Energy), *History of the Custody and Deployment of Nuclear Weapons: July 1945 through September 1977*, February 1978; Robert S. Norris and others, “Where They Were: How Much Did Japan Know?” in *The Bulletin of the Atomic Scientists* (January/February, 2000), 11-13, 78-79.

75 山田浩『核抑止戦略の歴史と理論』（法律文化社、1979年）83-84頁。

76 Maxwell D. Taylor, *The Uncertain Trumpet* (New York: Harper & Row, Publishers, 1959), 38-39.

77 Chairman’s Staff Group to Admiral Radford, “Dispersal of Atomic Weapons in the Bonin and Volcano Islands, June 4, 1957,” Chairman’s Files, Admiral Radford, Box 44, File 476.1, RG 218, National Archives.

78 Ibid.

79 石原俊『近代日本と小笠原諸島：移動民と島々の帝国』（平凡社、2007年）368-69頁。

としての小笠原を手放すことに等しく、軍部は当然それを許せるはずがなかったのである。

他方、旧島民は、日本で積極的な帰島運動を行っていた。戦前に本土における生活を投げ打って小笠原に移住していた旧島民にとって、戦後の荒廃した本土で新たな生活基盤を構築することは、並大抵のことではなかった。事実、多くの旧島民が生活苦から自殺した⁸⁰。旧島民の多くは、返還と帰島を分けて考えており、せめて島に帰りたいと望んでいた。また、なかには帰島を諦め、小笠原における地権を米軍に売り渡し、日本本土における生活資金に充てようとする者がいた⁸¹。首相であった岸はそれを許さず、米国が旧島民に補償金を支払うまでの措置として日本政府が補償金を負担し続け、旧島民の生活を支えた⁸²。このような背景で、日米間における旧島民への補償金問題の解決が急がれたのであった。

交渉の末、1961年6月8日、米国は600万ドルを旧島民に支払うことに合意した。しかしながら、国務省が保管する機密史料によると、その支払いは、単に補償金という意味合いだけのものではなかった。600万ドルは、これまでの島民の困窮に対する補償であるはずが、小笠原返還の日まで日本政府が旧島民を黙らせておくという、いわば手付金の意味合いがあったのである⁸³。そして、米軍による小笠原占領で生じるいかなる不具合に対しても、日本政府および日本国民が異議申し立てできないという外交文書が日米間で交換された⁸⁴。なお、当事者の一人であるライシャワー大使はこまめに日記を書き残していたが、小坂善太郎外務大臣に800万ドルの小切手を手渡したと述懐している⁸⁵。記憶違いであろうか。ともあれ、ここで特筆すべきことは、国務省が軍部に対して協力的であったということと同様に、日本政府も米国が小笠原を軍事利用することに協力的であったということである。

日本政府が、旧島民による帰島の訴えを600万ドルの小切手と交換したことで、旧島民はさらに数年間、帰島を待たなければいけなくなった。しかしながら、旧島民は「口止め料」の受け取りに合意していたわけではなく⁸⁶、飽くまで

80 League of Bonin Evacuees for Hastening Repatriation, *History of the Problem of the Bonin Islands* (Tokyo, Japan, 1958), 7.

81 “Japanese Press Translations, March 6, 1958,” Records of the Military Government/ Civil Affairs Branch of the Office of the Chief of Naval Operations, 1899-1976, Series VIII, Records Regarding the Bonin-Volcano Islands, Box 101 (hereafter, Records regarding the Bonin-Volcano Islands).

82 “Japanese Press Translation Summary, February 21, 1957,” Ibid.

83 “United States Administration of the Bonin Islands, June 14, 1961,” in Executive Secretariat Conference Files, 1949-63, Folder: CF 1915, Box 256, RG 59. Available on NSA website; “Telegram No. 371 from Department of State to Embassy Tokyo, August 6, 1964.”

84 Ibid.

85 Edwin O. Reischauer, *My Life Between Japan and America* (New York: Harper & Row, Publisher, Inc., 1986), 201.

86 エルドリッジ『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』355頁。

彼らにとっては帰島できないことでそれまでに受けた不都合に対する対価であった。そのため、旧島民の多くはその後にも帰島への訴えを続けた。ただ、米国が即時の帰還を許すはずがないということも、受け止めざるをえない現実であった。そこで旧島民たちはせめてもの願いとして、本土への強制退去以来できずにいた、小笠原にある先祖の墓地への参拝を訴えかけていく。

第三節 墓参および遺骨収集問題

墓参問題は、単に日米二国間の問題にとどまらなかった。太平洋に浮かぶ小さな島々への墓参をめぐる、米ソという超大国が駆け引きを繰り返したという意味で、とても興味深い問題である。日本へ強制的に送還された旧島民の多くは、誰からも世話されることなく島に残された墓地への参拝を切望し続けた。墓参の嘆願は政治的なものではなかったが、当然それは米軍部から警戒され、長い間果たされなかった。しかし、米国はその方針を転換せざるを得ない状況に直面したのであった。

対日講和条約において重要な役割を果たしたダレスは 1950 年に、「ソ連が日本国民を平等に扱おうと申し出ることが予想される」ため、人種差別的な対日政策を米国がとることに反対であると述べた⁸⁷。しかしながら、小笠原の占領政策は、すでに人種差別的であった。ダレスが小笠原への旧島民の帰島を容認していた背景には、それが究極的には日本の米国離れを引き起こしかねないと懸念していたためであったと考えられる。それにもかかわらず、対日講和の後も、小笠原における人種差別的な政策は引き継がれた。そして、父島と硫黄島が核配備基地となるにつれて、その方針はむしろ強化された。そのような状況において、ダレスが想定していた通り、ソ連が動き出したのである。

1961 年 8 月、ソ連が東シベリアのチタおよびハバロフスクにある日本人捕虜墓地への 30 人の遺族の墓参を許可し、同月、10 人の日本人報道関係者および 3 人の日本政府関係者の同伴とともに実施された⁸⁸。立て続けに、1962 年 1 月末にも、ソ連は在モスクワ日本大使館に対して、その夏の墓参を許可する旨を伝えた⁸⁹。ソ連のこのような措置は、日米間の小笠原をめぐる墓参問題を意識してのことであったとされる⁹⁰。ソ連のこのような揺さぶりに、米国の対日政策関係者らは大きく動揺したのであった⁹¹。

87 松田武『戦後日本におけるアメリカのソフト・パワー：半永久的依存の起源』（岩波書店、2008 年）117 頁。

88 エルドリッジ『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』359 頁。

89 同上。

90 同上。

91 同書、362 頁。

1964年6月30日、小笠原協会会長でもある福田篤泰防衛庁長官は、東アジア情勢や防衛問題についてロバート・マクナマラ国防長官とワシントンで意見交換をした。福田はマクナマラに対して、ソ連が北方領土への同年9月の墓参を許可していることや、中国も自国領における日本人遺族の墓参を許可していることを引き合いに出し、米国からの好意的な回答を求めた⁹²。ソ連を引き合いに出す度重なる日本からの嘆願の結果、1965年1月12日に佐藤栄作首相とリンドン・ジョンソン大統領とのワシントンにおける初の首脳会談で、佐藤が「話がトントンに進んだのでびっくりした」ほどジョンソンは旧島民の小笠原への墓参に理解を示した⁹³。ディーン・ラスク国務長官は、佐藤が墓参問題を持ち出すことを想定しており、大統領にそれを許可するよう進言していたのであった⁹⁴。その助言通り、ジョンソンは「原則的には喜んで小笠原への墓参を受け入れる」と佐藤に伝えたのである⁹⁵。

翌日の日米共同声明において、ジョンソンが「小笠原諸島のかつての住民の代表団による先祖の墓参りを好意的に検討することに同意した」と発表された⁹⁶。しかしながら、同じ文脈において、沖縄と小笠原にある米軍事施設が極東の安全保障にとって重要であるというジョンソンの考えを、佐藤が共有していることが明文化された⁹⁷。この共同宣言に、内外に対して日米の同盟強化および日米の友好関係を誇示する意図があったということは、明らかである。小笠原への墓参と引き換えに、ソ連と中国の政治的な影響を排除できたのであれば、米国にとっては痛くも痒くもない取り引きであっただろう。当然佐藤も、領土問題解決のために米国と歩調を合わせる必要性を認識していたはずである。

硫黄島における戦没者の遺骨や遺品の収集も、占領期にはほとんど進まなかった。それには二つの理由があったと考えられる。一つは、硫黄島に核兵器が配備されていたという理由である。そしてもう一つは、米兵による戦没者の頭蓋骨の盗難が行われていた⁹⁸という理由である。1944年10月に本土へ移動するまで硫黄島において警備隊司令官をし、戦後出家した和智恒蔵元海軍大佐は、

92 同書、362頁。“Memorandum of Conversation, Washington, June 30, 1964, 9:45-10:15 a.m.,” in *FRUS, 1964-1968*, 29: 22.

93 佐藤栄作『佐藤栄作日記』第2巻（朝日新聞社、1998年）222-23頁。

94 “Visit of Prime Minister Sato, January 11-14, 1965, Memorandum for the President, Your Meeting with Prime Minister Sato,” in *A Documentary History of U.S.-Japanese Relations, 1945-1997*, 622.

95 “White House Meeting with Prime Minister Sato, 11:30 a.m. January 12, 1965” Sato Visit Memos and Cables [1 of 4], Lyndon B. Johnson Library and Museum.

96 “Joint Statement Following Meetings with the Prime Minister of Japan, January 13, 1965,” in *A Documentary History of U.S.-Japanese Relations, 1945-1997*, 627.

97 *Ibid.*

98 “Letter from Findley to Wachi, December 18, 1956,” Folder 7, Japanese War Dead, Box 100, Operational Archives, Naval Historical Center.

1952年1月末に、供養のための上陸を許された⁹⁹。しかしそれ以降、度重なる嘆願も虚しく、上陸を許されなかった。1950年代中頃から硫黄島に核を配備することが検討されていたために¹⁰⁰、それが実現しなかったと考えられる。もう一つの理由に関しては、遺骨の損壊が明るみになってしまった場合に、日本国民の反米感情が爆発してしまうということを危惧してのことであろう。このような理由により、米軍占領期に遺骨収集が進まなかったと考えられる。

第四節 小笠原返還交渉と核「密約」

1964年にベトナム戦争が始まると、日本における反米および反基地運動が加熱した。特に、在沖縄米軍基地が北爆に利用されているという事実に、多くの日本人が憤慨した。しかしながら、後方支援基地としてベトナム戦争に深く関与している沖縄の即時返還は、米国にできるはずがなかった。そのため、原子力潜水艦、長距離弾道ミサイルおよび人工衛星等の軍事技術の発展により常設基地としての重要性が低下した小笠原を返還することで、日本の反米感情や沖縄返還への圧力を弱めようと米国は考えるに至った¹⁰¹。そこで、1967年11月の日米首脳会談で、またもや小笠原が安全保障の駆け引きの道具になったのである。

佐藤は、日米首脳会談のために渡米する直前、成田空港で訪米を激励する国民だけでなく、激しい暴力的なデモにも遭遇していた。佐藤は、「国民の期待が大きいだけに、余も亦緊張する」と日記に記しており、成果なしには帰国できないという思いを強くしていた¹⁰²。ジョンソンは首脳会談で小笠原返還に合意し、日米共同コミュニケの小笠原返還合意に関する第7段落を朗読し、「この素晴らしい共同声明を持ち帰るんだから、総理大臣は、合衆国へ出国した時に起きたようなデモによって、日本への帰国を歓待されることはないでしょう」と告げた¹⁰³。この時の共同声明でも、前回の首脳会談と同様に、その島々の戦略的重要性が強調された。佐藤は、沖縄と小笠原にある「米国の軍事施設が極東における日本その他の自由諸国の安全を保障するため重要な役割を果たしてい

99 エルドリッチ『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』368、370頁。

100 “Dispersal of Atomic Weapons in the Bonin and Volcano Islands, June 4, 1957.”

101 Reversions in Newly Released Documents about U.S. Nuclear Weapons and Okinawa Fuel
NHK Documentary, “Memorandum of Conversation, William Bundy / Japanese Ambassador
Shimoda, 7/10/67. Subject: Okinawa and the Bonin Islands (Secret / Exdis / Need to Know),”
George Washington University, <http://www.gwu.edu/~nsarchiv/japan/okinawa/okinawa.htm>
(Accessed July 11, 2011).

102 佐藤榮作『佐藤榮作日記』第3巻（朝日新聞社、1998年）172-73頁。

103 “U.S.-Japanese Relations and Security Problems, November 15, 1967.” Folder: POLITICAL
AFF. & REL. JAPAN-US 1-1-67, Box 2249, CENTRAL FOREIGN POLICY FILES 1967-1969,
1967-1969, RG 59.

ることを認め」、小笠原返還を「この地域の安全をそこなうことなく達成」することに合意し、日本が「その地域の防衛の責任の多くを徐々に引き受ける」ことを表明した¹⁰⁴。しかし、返還合意により小笠原問題が解決したわけではなかった。

同首脳会談以降、小笠原返還交渉が本格化した。その際、特に日米間で時間を費やした問題が二つあった。一つは、硫黄島の摺鉢山山頂にある記念碑を返還後にも残すかどうかということであった。多くの米国民にとって、硫黄島は太平洋戦争における犠牲と勝利の象徴であった。そのため米国側には、小笠原を返還するのであれば、せめて小笠原から硫黄島を切り離したいという意見が根強くあった¹⁰⁵。これは、「硫黄島分離返還方式」とも呼べるものである。米国民感情に配慮しての意見であったという見方もできるが、核配備施設や戦術輸送機の C-130 ハーキュリーズおよび 727¹⁰⁶を離発着させられる約 3km の滑走路がある¹⁰⁷という、空軍基地あるいは後方兵站基地としての利便性を考えての主張でもあったと考えられる。というのも、同年 10 月 28 日に、返還後にも硫黄島の滑走路を使いたいというジョンソン大使の申し出に対して、三木武夫外相が同席した場で、東郷文彦外務省北米局長が、「板付や千歳」のように「安保条約に基いて米軍が管理を維持 (retain control)」できると言質を与えていたからである¹⁰⁸。なお、C-130 は、米核戦略において、有事の際に核を運搬する役割りを担っていたという指摘がある¹⁰⁹。

もう一つの問題は、返還後も米国が小笠原に核兵器を持ち込むことができるかどうかということであった。しかし、この件に関しては、さして日米間で大きな議論にはならなかった。その理由は、返還後の小笠原への核持ち込みに日本が同意することを前提として、返還が合意されたからである¹¹⁰。統合参謀本部は、小笠原を返還するにしても、父島と硫黄島は返還せずに残すべきだという、まるで外交感覚に乏しいとみられる考えを披瀝していた¹¹¹。首脳会談が間

104 「1967 年 11 月 14 日および 15 日のワシントンにおける会談後の佐藤栄作総理大臣とリンンドン・B・ジョンソン大統領との間の共同コミュニケ」『日米関係資料集：1945-97』749-50 頁。

105 “Memorandum of Conversation between Japanese Foreign Minister Takeo Miki and Secretary of State Dean Rusk, September 16, 1967,” Folder: POL 19 RYU IS, SUBJECT-NUMERIC FILES 1967-1969, RG 59. NSA のウェブサイトで見覧可能。

106 ロッキード社のボーイング 727 旅客機を指していると思われる。

107 “Telegram 83547 from State Department to Embassy Tokyo, December 13, 1967,” Folder: POL 19 BONIN IS, Box 1898, CENTRAL FOREIGN POLICY FILES 1967-1969, RG 59.

108 “Telegram 2913 from Embassy Tokyo to State Department, October 28, 1967,” Folder: POL 19 BONIN IS, Box 1898, CENTRAL FOREIGN POLICY FILES 1967-1969, RG 59.

¹⁰⁹ 太田昌克『盟約の闇：「核の傘」と日米同盟』（日本評論社、2004 年）9-14 頁。

110 真崎翔（2013）「日米関係における小笠原返還交渉の意義」小笠原研究委員会『小笠原研究』39 号（首都大学東京、2013 年）24-26 頁。

111 “Visit of Prime Minister Sato, Action Memorandum from William P. Bundy to the Secretary,

近に迫る 1967 年 11 月 3 日の時点で軍部は、日本からの許可が無くとも硫黄島に核を配備することができるかと認められるまで、返還を許可することはできないという立場を取った¹¹²。

国務省は、軍部を説得するために、小笠原への核持ち込みを事前協議の対象にするという言質を日本からとる「密約」を交わすことを約束し、軍部に全島一括返還を認めさせたとみられる。事実、1967 年 11 月 4 日の、大統領ら政策立案中枢メンバーを交えた会合で、マクナマラ国防長官が、返還した後も小笠原に核兵器を配備したいと訴えた¹¹³。またアール・ウィーラー統合参謀本部議長は、将来起こりえる中国との核戦争を想定し、その際に戦術上重要な拠点に位置する小笠原への核配備を日本と交渉する権利を確保すべきだと訴えた¹¹⁴。ジョンソン大統領は、「我々が望めば再び獲得 (take it) できないのか」と、露骨な質問をぶつけた¹¹⁵。これは、米国にとって軍事上必要であれば、再び支配すべきだと考えていたことの裏返しであろう。ウィーラーはさらに、沖縄を核付き返還するための前例を小笠原返還交渉でつくっておくことの必要性も強調した¹¹⁶。なお、NCND 政策を採用する米国にとって、核持ち込みを事前協議の対象にするということが、日本にそれを黙認させるということと同義である点は、すでに述べた通りである。

翌日、前日の会合に出席していたラスク国務長官は東京のジョンソン大使に電報を送り、前日のウィーラーの主張をなぞるように、米国が小笠原への核配備について話し合う権利を確保するという事を佐藤と三木に伝えるよう求めた。その際、更に踏み込んだ見解として、小笠原への核配備に対して日本に事前協議の権利を放棄させる書面を残すという案まで出した¹¹⁷。そして、小笠原返還交渉に際し、核の問題が触れられるということを念押しするよう大使に求めた¹¹⁸。これに対して、日本がどのように返答したかについて明らかではない

October 21, 1967.” Folder: POL 7 JAPAN 10-1-68, Box 2243, CENTRAL FOREIGN POLICY FILES 1967-1969, RG 59.

112 “Memorandum from the President’s Special Assistant (Rostow) to President Johnson, Washington, November 3, 1967,” in *FRUS, 1964-1968*, 29: 217-18.

113 “Memorandum to the President on Luncheon Meeting with Secretaries Rusk and McNamara, Walt Rostow, CIA Director Richard Helms, George Christian and Jim Jones, Saturday, November 4, 1967,” Folder: Meeting with Foreign Policy Advisors, November 4, 1967, 2:20 p.m., Meeting Notes File, Box 2, LBJ Papers, LBJ Library.

114 *Ibid.*

115 *Ibid.*

116 *Ibid.*

117 “State Department Cable 65120 to U.S. Embassy Tokyo, November 5, 1967,” Folder: POL 19 BONIN ISLANDS, Box 1898, CENTRAL FOREIGN POLICY FILE 1967-1969, RG 59. NSA のウェブサイトで見覧可能。

118 *Ibid.*

が、少なくとも核持ち込みについて交渉することには同意したようである¹¹⁹。このような背景から、必ずしも国務省が返還後の小笠原への核持ち込みに反対し、軍部とは異なる見解をもち続けた、と言い切ることはできないであろう。

当時、返還交渉の当事者であったジョンソン大使もまた、小笠原返還交渉が沖縄返還交渉の前例になると考えた¹²⁰。核「密約」は、小笠原に核配備基地を確保しておくという戦術的要請の他に、近い将来の沖縄返還時に核を持ち込む可能性を残すためという戦略的な事情もあったのである。ジョンソン大使は回顧録で、小笠原の重要性に否定的であり、軍部とは反対の立場をとっていたと主張する¹²¹。しかし、当時の外交史料によると、ジョンソンが小笠原の戦略的重要性を認めており、同諸島における米国の権益、つまり核配備施設を確保する必要性を認識していたふしがある¹²²。またライシャワーは、墓参問題で本国と折衝している最中、国務省に対して早期の小笠原返還を呼びかけた。しかし、返還後の小笠原への核持ち込みを交換条件とすることを本国に打診していたのもまた、ライシャワーであった¹²³。これらは、ダレスより続く核基地小笠原の考えが国務省で継承されていたことを示唆する。伝統的に、国務省は小笠原が米国の安全保障上重要であるという認識では軍部と一致しており、小笠原におけるすべての権利までも返還する気はなかったのである。

第三章 冷戦イデオロギーと小笠原諸島

小笠原返還をめぐり、国務省と軍部は、本質的な部分、すなわち米国の安全保障を強化し、それを維持するという目的において、相違がなかった。しかし、表面上対立しているかのように見受けられ、返還をすべきかどうかという核心的な問題で、双方の立場の違いが最も際立った。なぜ目的を共有していたにもかかわらずこのような相違が生じたのであろうか。どうして、米国は小笠原返還で意見を一本化できたのであろうか。

119 “Briefing Memorandum from Assistant Secretary of State for East Asian and Pacific Affairs, William P. Bundy to the Secretary on Congressional Consultations on the Ryukyus and the Bonins, November 16, 1967,” Folder: POL 19 RYU ISL, Subject-Numeric Files, RG 59. NSA のウェブサイトで閲覧可能。

120 ジョンソン『ジョンソン米大使の日本回想』161 頁。

121 同書、164-65 頁。

122 “Telegram 6698 from Embassy Tokyo to State Department, March 21, 1968,” Country File Japan, Box 252, National Security Files, LBJ Library; “Japan Defense Agency Plans for the Bonins, March 14, 1968,” Folder: POL 19 BONIN IS, Box 1898, CENTRAL FOREIGN POLICY FILES 1967-1969, RG 59

123 エルドリッチ『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』366 頁。

第一節 トルーマン・ドクトリンの束縛

トルーマン・ドクトリンが冷戦を構造化し、冷戦は「イデオロギーの戦い」の色合いを帯びた。人権を蹂躪し、自由を抑圧する共産主義を絶対的な悪としたという意味において同ドクトリンは新しかった。しかし、米国が自由と平等を尊重する民主主義の守護者であるという思想は、むしろ米国が伝統的に価値を置いてきた理念の再確認であった。そういう意味では、米国の敵が枢軸国から共産主義国へと取って代わったのであった。

同ドクトリンは、その後の日本との領土問題において、米国の戦略的選択肢を制限した。すなわち、米国は沖縄、奄美、そして小笠原において、島民の人権や自由を尊重せざるを得なくなり、さもなければ、米国の矛盾をあげつらう隙をソ連に与えかねないからであった。ダレスは1950年に出版した『戦争か平和か』のなかで、米国が積極的な働きをなすべき国連は「世界警察」の役割を果たさなくてはならないが、そのためには国際社会の「圧倒的な道徳的支持」が必要であると主張した¹²⁴。「世界警察」になるためには、世界において米国の価値観が多数派を占めなければならず、イデオロギーの戦いとはつまり、国際社会における主導権争いであった。

折しも米国は、小笠原占領期に公民権運動の真只中にあつた。米国内において、冷戦イデオロギーと矛盾する事態が起きていたのである。それに加えて、人権に対する意識が高まっていた日米において、ベトナムでの米軍の暴挙は、矛盾しているように見えた。そのような時代を背景に、日米両メディアが小笠原における人権問題を見過ごすはずがなかった。例えば、シカゴ・トリビューン紙のサムエル・ジェイムソン日本特派員は、1964年11月1日付の記事で、米国の対小笠原政策が人種差別的であり、そのために旧島民が「難民」生活を余儀なくされており、なおかつ小笠原基地の戦略的必要性が不明確であるとして、厳しく非難した¹²⁵。

また、自由民主党政務調査会調査役の大熊良一は、南方同胞援護会から『歴史の語る小笠原島』を1966年に出版した。大熊は、そのなかで小笠原返還要求の正当性を主張し、「近代的意味における軍事的役割は殆ど無にちかく」、「近代的意味における基地的使命を喪失している」小笠原を「日米親善友好の立場から」返還すべきであると広く訴えた¹²⁶。実際には、米国の核戦略に組み込まれていたからこそ小笠原の占領が続けられていたのであり、むしろ原爆という近代的兵器と、それに伴う米国の安全保障戦略の大転換こそが小笠原問題を複雑

124 Dulles, *War or Peace*, 40.

125 Samuel Jameson, "Navy's 'Mystery Base' in Bonins Irks Japanese," *Chicago Daily Tribune*, November 1, 1964.

126 大熊良一『歴史の語る小笠原島』（南方同胞援護会、1966年）4頁。

にしていたのである。しかしながら、大熊の見解は、小笠原が核基地化されていたことを知らない一般的な日本人の思いを代弁したものであつただろう。

他方、ソ連も、このような米国の人権抑圧を見逃すはずがなかった。これは米国のイデオロギーがレトリックに過ぎないと非難する好機であり、ソ連はさっそく揺さぶりにかかった。それが米国に先駆けて行われたシベリアや北方領土における墓参許可であった。結局、米国による早期の墓参許可を実現させる結果となり、日米関係を改善してしまったという点で、ソ連の狙いは外れたと言えよう。小笠原における人権問題は沖縄におけるそれと異なり、当事者の多くが東京で暮らしていた¹²⁷。かねてから小笠原帰島問題に取り組んできた美濃部亮吉¹²⁸が1967年に都知事に就任したことで、国務省は小笠原の占領をこれ以上続けられないと判断し、日本側との本格的な返還交渉に入った¹²⁹。1968年4月2日の小笠原返還協定の調印式において、「容易く素早くこの協定が作られたこと」が、日米および両国民の関係を強化する「信頼と理解の証拠」であると発言し¹³⁰、また6月26日の返還記念祝典で、日米友好および平和裏に小笠原が返還されたことを強調したジョンソン大使には¹³¹、返還を政治的アピールに使う狙いがあったと考えられる。

ただし、「密約」が「容易く素早く」交わされていたことは、日本国民からの日米両政府に対する「信頼と理解」を傷つけるものであろう。ジョンソンの発言は外交上の麗句であったが、ただ同祝典における「安全保障における両国の相互利害」が小笠原返還のための「調停において適合され」、沖縄返還も小笠原返還と「同様の相互利害の精神と枠組みで」解決されるという発言¹³²は、その後沖縄も小笠原のように核付き返還された¹³³という意味において、皮肉にも嘘偽りがなかったのであった。

第二節 小笠原返還と米外交におけるソフト・パワー

米国内における小笠原占領および返還をめぐる意見は、必ずしも一枚岩では

127 The National Security Archive, *Revelations in Newly Released Documents about U.S. Nuclear Weapons and Okinawa Fuel NHK Documentary*. “Memorandum of Conversation. William Bundy / Japanese Ambassador Shimoda. 7/10/67. Subject: Okinawa and the Bonin Islands (Secret / Exdis / Need to Know).” George Washington University.

128 美濃部亮吉『都知事12年』(朝日新聞社、1979年)194頁。

129 “Memorandum of Conversation. William Bundy / Japanese Ambassador Shimoda. 7/10/67. Subject: Okinawa and the Bonin Islands (Secret / Exdis / Need to Know).”

130 “Telegram 7094 from Embassy Tokyo to State Department, April 3, 1968,” Folder: POL 19 BONIN IS 4-1-68, Box 1898, CENTRAL FOREIGN POLICY FILES 1967-1969, RG 59.

131 “Telegram 9628 from Embassy Tokyo to State Department, June 26, 1968,” Ibid.

132 Ibid.

133 真崎「日米関係における小笠原返還交渉の意義」37-38頁。

なかった。とりわけ、小笠原の軍事的必要性を強調する軍部は、その日本への施政権の返還を主張する国務省と意見を対立させていた。もちろん、国務省内にも軍部の主張に共感する立場があったが、省としては伝統的に小笠原を返還すべきであるということ意見が一致していた。なぜ国務省はそのような態度をとり続けたのであろうか。

第二次世界大戦は、米国の一人勝ちであったと言えるかもしれない。参戦国の主要都市の多くが廃虚と化したのが、その意味では米国は無傷であった。戦後の国際社会を軍事力でもイデオロギーでもリードしたのは、紛れもなく米国であった。米国は、戦時中日本を徹底的に傷めつけたが、戦後は一変して日本の復興に尽力した。米国のこの対外政策における急転回、場当たりのものだったのであろうか。それとも、プラグマティズムに立脚した米外交の伝統的特徴が反映されていたのであろうか。

松田武は、米国を戦後の世界システムにおけるヘゲモニー国であると捉え、ヘゲモニー国が志向する世界秩序を維持するための二つの条件を披瀝する。一つは、世界の警察官の役割を果たすということであり、もう一つは、世界システムの維持に必要な役割や義務を戦略的地域（サブシステム）間で割り振り、各地域における中核国を同盟国として抱き込み、「負担の分担（バードン・シェアリング）」のかたちで、ヘゲモニー国を手助けさせるということである¹³⁴。「世界警察」の構想は、まさに戦後の日米関係において主導的役割を果たした一人であるダレスの持論であった。また、バードン・シェアリングは、常々米国が日本に対して、同盟国としての責任を果たすよう訴える時の常套文句である。講話交渉期において、米国の政策立案者の間では、共産主義陣営による太平洋地域への侵攻に対して「日本が軍事的防壁の役割を果たすこと」が重要であるということ合意できており、「日本がアメリカ合衆国の友好国として留まっている限り、…合衆国は、共産軍による東アジア地域への猛襲を、それほど重要ではない事柄として扱うことができ」たという¹³⁵。これは、まさにケナンをはじめとするワシントンの政策立案者の対日政策と軌を一にするものである。対日政策における根本的な部分において、国務省と軍部との間でほとんど齟齬がなかったと言えよう。

米国が戦後の対外交渉において発揮したパワーを、ソフト・パワーとハード・パワーに大別できよう。ソフト・パワーの提唱者であるジョセフ・ナイは、これら二つのパワーを次のように定義する。ハード・パワーは、軍事力や経済力によって相手の立場を変えさせる力である¹³⁶。一方、ソフト・パワーは、強要

134 松田『戦後日本におけるアメリカのソフト・パワー』22-23頁。

135 同書、91、93頁。

136 Joseph S. Nye, *Soft Power: The Means to Success in World Politics* (New York: PublicAffairs,

ではなく誘引によって、相手にこちらが望む結果を望ませる能力である¹³⁷。敢えて単純化するが、国防省が軍事面でハード・パワーを担い、外交を担当する国務省がソフト・パワーを担っていたのである。そして各省は、補完し合いながらおのおののパワーを駆使し、その対外的な目的の達成、つまり米国の安全保障の向上という国家的目標の達成を追求したのである。このような枠組みで、戦後の日米関係における小笠原をめぐる国務省と軍部の相違と一致について考察する。

トルーマン・ドクトリンによって冷戦をイデオロギー化したことで、米国は西側の価値観に矛盾した行動をとることを、公には自重しなければいけなくなった。さもなければ、米国のソフト・パワーを減じることになるからである。極東というサブシステムにおける米国のソフト・パワーの低下は、中核国たる日本をめぐる米ソの駆け引きにおいて、米国が後退することを意味した。対日平和条約第 3 条において領土処理が寛大であった背景には、日本の国力を過度に削がないようにするという思惑があった。また、日本領土を取り上げるといふ措置を講ずると、領土拡張の意思がないという米国の態度に疑念をもたれる恐れがあり、イデオロギーと矛盾する行為になる。それに加えて、第一次世界大戦後のヴェルサイユ条約交渉に携わったダレスは、「ヴェルサイユ条約から教訓を学ぶ必要がある。…対日講和条約において、我々は日本に対して同じ過ちを繰り返してはならない」と語った¹³⁸。対日講話において、第一次世界大戦後にドイツに厳罰を課したようなハード・ピースではなく、むしろ日本に穏健なソフト・ピース路線をとった¹³⁹米国の狙いは、日本を中核国として取り込むことであった。国務省が軍部に対して小笠原の早期返還を訴えていた背景には、このような事情があったのである¹⁴⁰。

1940 年代後半の極東は、目まぐるしくその情勢を変化させていた。国共内戦に中国共産党が勝利し、1949 年 10 月 1 日、極東に第二の共産主義大国が成立した。仏領インドシナでは、共産主義者であるベトナムのホー・チ・ミンが、仏国との独立戦争を優位に進めていた。ホーは、「ベトナム独立宣言」¹⁴¹において「アメリカ独立宣言」に言及し、ベトナムが、自由と平等を求め独立する権利を有することを訴えた。ベトナムは、トルコやギリシャと同じく、抑圧や貧困から救われるべきであった。しかし、トルーマン政権にとって、これは植民地

2004), 5.

137 Ibid.

138 松田『戦後日本におけるアメリカのソフト・パワー』95 頁。

139 同書、94-95 頁。

140 JCS 1380/148, “Enclosure ‘C’” 383.21 Japan (3-13-45), Sec. 31, RG 218.

141 The University of North Carolina. “Proclamation of Independence of the Democratic Republic of Vietnam.” <http://www.unc.edu/courses/2009fall/hist/140/006/Documents/VietnameseDocs.pdf> (Accessed on October 24, 2012).

主義者と独立を求める被抑圧者との戦いではなく、自由主義陣営と共産主義陣営との対立であった。東南アジアを共産主義者に渡すことは、日本の将来の市場を失うことを意味し、経済的に追い詰められた日本は東側陣営と結ばざるを得なくなる。そうなると、日本を中核国として据えることで太平洋地域における共産主義勢力の脅威を封じ込めるという構想が頓挫してしまうため、米国はその状況を避ける必要があったのである¹⁴²。しかし、東南アジアへの関与を深めていくにつれ、戦略的に重要な沖縄と小笠原を返せなくなり、皮肉にも、そのことが後に日本における反米、半基地感情を醸成していくのであった。それは、日本における米国のソフト・パワーの低下を意味した。

米国のイデオロギーを共有する国々が西側を構成した。それは西側諸国間を結びつける紐帯、つまりソフト・パワーであった。そして、米国の圧倒的軍事力がハード・パワーとなり、西側陣営における対米同盟の信頼性を高めた。その意味ではこの二つのパワーは車輪の両輪であるが、ソフト・パワーに重点を置くことで、同盟国における軍事活動が制限されることがある。ソフト・パワーの強化がハード・パワーの低下につながるため、どちらか一方を強化することで全体的な米国の安全保障能力が底上げされるということではないのである。

同盟国の国民感情に配慮したがために、基地の使用が制限され、そのことが他の同盟諸国による対米同盟への信頼性を損なわせるというジレンマを、米国は抱えた。例えば、対日講和条約第3条を作成するにあたり、米国はアジアの植民地諸国の反応を気にかけていた。事実、同条が日本の主権を当該諸島に認めたことをインドが支持しており、他の多くのアジア植民地国もそれに賛同すると考えられていた¹⁴³。他方、戦時中に日本と交戦した豪州やニュージーランドは、米国が小笠原を引き続き占領し続けることを望んでいた¹⁴⁴。それらの国々は米国が主導する日本の再軍備に脅威を感じており、その不安を解消するために結ばれたものが太平洋安全保障条約（ANZUS）や米比相互防衛条約であったという指摘がある¹⁴⁵。小笠原を信託統治化することに対して、米国の友好国の間でも賛否両論あり、いずれの選択もそれらの国々の米国に対する信頼低下につながりかねず、それは米国の安全保障を相対的に弱体化させることであった。従って、対日政策や小笠原問題は慎重に扱われた。朝鮮戦争において小笠原、とりわけ硫黄島の有用性が再認識された¹⁴⁶にもかかわらず小笠原が信託統治化

142 Schaller, *Altered States*, 59-60.

143 JCS 1380/129, "Note by the Secretaries to the Joint Chiefs of Staff on Study on United States Long-term Objectives with Respect to the Ryukyus Islands, December 5, 1951," 912.

144 Ibid.

145 Schaller, *Altered States*, 37.

146 "Porkchop: Iwo is Important Link in FEALF Life Line," *Pacific Stars and Stripes*, September 3, 1952.

されなかったのは、制度上の理由からだけではなかったのである。

ベトナム戦争により、日本の反米感情や反基地感情が高まると、とうとう米国にとって小笠原返還が焦眉の課題となった。1967年時点で、米国はすでに潜行中の原子力潜水艦から長距離弾道ミサイルを発射することが可能であり、常設基地を徐々に削減する傾向にあった¹⁴⁷。小笠原からも、墓参を前後してすでに核兵器が撤去されていた¹⁴⁸。ただし、ソ連や中国からの先制攻撃によって米国が配備している核戦力に壊滅的な損害を与えられることを避けるために、手持ちの核戦力を非脆弱化する必要性があった¹⁴⁹。また、滑走路を備えた基地をできるだけ多く太平洋上に保持しておくことは、有事の際に制海権および制空権を確保するという戦術上重要であった¹⁵⁰。これらはいずれも、米国の安全保障を高める相互確証破壊、すなわち先制攻撃が自滅行為となる仕組みを成立させるうえで重要であった¹⁵¹。そこで、ソフト・パワーを損なうこと無く、かつハード・パワーの源泉となる軍事能力を低下させない解決策が、「密約」だったのである。

日本を共産主義勢力に対する防波堤にすることで米国の安全保障戦略を強化するという根本的な目標は、国務省および軍部で共有されていた。そして、それを達成するための手段が、双方で異なっていたに過ぎなかったのである。知日派ライシャワーの言葉を借りると、「対アジア関係や他の地域との関係においても、最優先目的となるのは、つまるところ、わが国自身の平和と安全保障」であり、「貿易やその他の手段によってアジアから入手できるものでも、わが国の平和と安全保障の価値に比べれば、その百分の一あるいは千分の一の価値さえももっていない」のである¹⁵²。アジアを米国の「軍事上の安全性にできるだけ有利」¹⁵³なサブシステムとするために、米国は日米同盟を必要としていたのであった。これが、小笠原の占領と返還をめぐる国務省と軍部の対立の構図であり、国務省が主張してきた日米友好というレトリックの真実であった。

米国が、日本を中核国として据えるサブシステムを極東に構築するためには、

147 ノーマン・ボルマー (1963) / 堀元美訳『原子力潜水艦』(朝日ソノラマ、1985年)274頁。

148 “Appendix B” in *History of the Custody and Deployment of Nuclear Weapons*.

149 山田康博『「核の傘」をめぐる日米関係』竹内俊隆編著『日米同盟論：歴史・機能・周辺諸国の視点』(ミネルヴァ書房、2011年)257頁。ロバート・C・オールドリッジ (1978) / 山下史訳、陸井三郎解説『先制第一撃：アメリカ核戦略の全貌』(TBSブリタニカ、1979年)22頁。

150 マイケル・クレア / アジア太平洋資料センター訳『アメリカの軍事戦略：世界戦略転換の全体像』(サイマル出版会、1975年)5-7頁。

151 山田浩『核抑止戦略の歴史と理論』(法律文化社、1979年)176-77頁。

152 ライシャワー『アジアの中の日本の役割』57頁。

153 同上。

日本に対する米国のソフト・パワーが減退することを防がなくてはいけなかった。また、サブシステムにおけるソ連との主導権争いにおいて、アジアの植民地国に対する米国のソフト・パワーが減退することが危惧された。この二つの要因により、対日講話においてソフト・ピース路線がとられたのであった。そして、日本を中心として構築されたサブシステムを維持するうえで、小笠原に起因する問題により日本に対する米国のソフト・パワーが減退することが危惧され、小笠原が返還された。これは、沖縄返還を延期するための措置でもあった。小笠原の占領と返還は、このように極東における大国間のパワー・ポリティクス文脈で考察して、はじめてその戦後の極東情勢における重要性が浮き彫りになるのである。

おわりに

エルドリッチが主張する通り、「政策決定者たち」は、小笠原返還によって「日米両国の友好と協力関係を維持すること」を目指した¹⁵⁴。ただし、その友好や協力は、日本が米国の安全保障戦略上、重要な国であったからである。エルドリッチは「安全保障上の要請や、本土復帰の要望や小笠原をめぐる両国の国民感情との間のバランス」がとられていなければならなかったと主張した¹⁵⁵。この場合、「安全保障上の要請」とは、返還後の小笠原に核兵器を持ち込むことができるかどうかであり、近い将来予見される沖縄返還交渉を米国の利益を損なわないかたちで進めていくための布石を打つことであった。「本土復帰の要望」と日本人の感情については、返還以外に解決策がなかった。米国人の国民感情への配慮は、摺鉢山に記念碑を残すことで解決した。「安全保障上の要請」と「本土復帰の要望」との間の「バランス」をとる働きを担ったのが、返還時に交わされた核「密約」であった。これは、日本に核持ち込みを事実上認めさせ、なおかつリークした場合に日本の立場が守られるような文面および体裁になっており、国務省、国防省および日本政府の利益を守る帰結でもあった¹⁵⁶。

小笠原をめぐる国務省と軍部の立場を理解するうえで、「日米両国の友好」が安全保障戦略上のレトリックであるということを見落とすことはできない。さもないならば、同盟国からの反感に無関心で利己的な軍部と、同盟国に配慮する国務省という、単純な対立構図に小笠原問題を落とし込みかねない。これは、対立の構図を見誤っていると言えよう。なぜならば、米国のソフト・パワーを損なうこと無く、かつハード・パワーを低下させない解決策が「密約」であり、

154 エルドリッチ『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』3頁。

155 同上。

156 真崎「日米関係における小笠原返還交渉の意義」11-15頁。

それは必ずしも日本人の国民感情に配慮した解決策であったとは言えないからである。また、「密約」によって緊急時の核配備基地として硫黄島が確保されたことは、米国民にとって象徴的意味をもつ硫黄島を小笠原から切り離したいという米国内の意見を反映する解決策となった。その結果、硫黄島の戦いとは無関係の米国の一般市民が立ち入れるのに¹⁵⁷、かつての居住者さえ原則として上陸を禁じられ、なおかつ戦没者の遺骨の相当数が長年放置されているという、奇妙な日本領土が誕生した。硫黄島をめぐる日本の政府方針にみられる不条理なダブル・スタンダードにより、事実上の「硫黄島分離返還方式」が達成されたのである。

本稿で明らかにしたように、国務省が日本との友好関係を構築しようと欲した背景には、米国の安全保障を高めるという戦略的意図があった。従って、軍部とは根本的な部分で立場の相違がなかった。国務省は軍部と同様、その目的のためには「密約」を結ぶことも、日本を核戦争における防波堤にすることも、いとわなかったのである。米軍による小笠原統治は、返還により法的に終わった。しかし、小笠原に起因する問題はまだ終わっていない。小笠原の歴史を綴る試みを返還で終えてしまうことは、硫黄島において戦没者の遺骨の多くが未だに本土に帰還していないことや、旧硫黄島民の帰島が未だに許されていないことなどの、米国の小笠原軍事利用の弊害として現在もなお未解決な問題を覆い隠してしまうことにもなりえる。

さらに、小笠原返還にともなう非核三原則反故と核付き返還の前例が、沖縄返還時にも踏襲されたということも、見落としてはならない¹⁵⁸。そして後に、横須賀における米空母の事実上の「母港」化により、非核三原則の反故および核持ち込みは、常態化したのである¹⁵⁹。当時の世相に照らした場合、小笠原の核付き返還は避けられなかったと考えられる。ただし、日本の国民感情よりも米国の安全保障を優先とした不完全なかたちでの小笠原返還は、決して「寛大」で「平和的」¹⁶⁰な帰結ではなかった。

謝辞

大変多くの方々への感謝を述べずして、執筆を終えることはできない。日米協会の米国研究助成プログラムおよびアメリカ研究振興会の国内フェロウシップにより入手した貴重な一次史料なくして、本稿が完成することはなかった。

157 Iwo Jima Association of America. <http://www.iwojimaassociation.org/> (Accessed on December 5, 2013).

158 太田『日米「核密約」の全貌』279、283頁。

159 島川『アメリカの戦争と日米安保体制』48-54、100-01頁。

160 エルドリッチ『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』466-67頁。

史料収集を行った米国国立公文書館新館および東京大学アメリカ太平洋地域研究センターのスタッフの方々には、懇切丁寧に対応して頂いた。また、名古屋大学附属図書館相互利用掛の方々および同大附属国際開発図書室の菊池有里子女史には、史料収集面でご尽力頂いた。筆者を米国留学時から支え続ける Lara Zink 女史や魁生学人氏ら学友への感謝を述べられることは、至上の喜びである。最後に、小笠原の研究基盤となり、筆者に執筆の機会を与えて下さった首都大学東京小笠原研究委員会には、感謝の念に堪えない。本研究を支えて下さった全ての機関、組織および人々に対して、この場をお借りして、厚くお礼申し上げる。

引用文献

書籍

- Dulles, John Foster (1950) War or Peace. The Macmillan Company, New York.
- エルドリッジ、ロバート・D (2003) 奄美返還と日米関係：戦後アメリカの奄美・沖縄占領とアジア戦略。南方新社、鹿児島。
- エルドリッジ、ロバート・D (2008) 硫黄島と小笠原をめぐる日米関係。南方新社、鹿児島。
- 五百旗頭真 (2005) 日米戦争と戦後日本。講談社、東京。
- 石原俊 (2007) 近代日本と小笠原諸島：移動民と島々の帝国。平凡社、東京。
- ジョンソン、U・アレクシス／増田弘訳 (1989) ジョンソン米大使の日本回想：2・26 事件から沖縄返還・ニクソンショックまで。草思社、東京。
- 川上高司 (1996) 米国の対日政策：覇権システムと日米関係。同文館、東京。
- League of Bonin Evacuees for Hastening Repatriation (1958) History of the Problem of the Bonin Islands. Tokyo.
- 松田武 (2008) 戦後日本におけるアメリカのソフト・パワー：半永久的依存の起源。岩波書店、東京。
- 美濃部亮吉 (1979) 都知事 12 年。朝日新聞社、東京。
- 宮沢喜一 (1956) 東京-ワシントンの密談。実業之日本社、東京。
- 村田晃嗣 (2005) アメリカ外交：苦悩と希望。講談社、東京。
- Nye, Joseph S. (2004) Soft Power: The Means to Success in World Politics. PublicAffairs, New York.
- オルドリッジ、ロバート・C (1978) / 山下史訳、陸井三郎解説 (1979) 先制第一撃：アメリカ核戦略の全貌。TBS ブリタニカ、東京。
- 大熊良一 (1966) 歴史の語る小笠原島。南方同胞援護会。
- 太田昌克 (2004) 盟約の闇：「核の傘」と日米同盟。日本評論社、東京。

- 太田昌克 (2011) 日米「核密約」の全貌。筑摩書房、東京。
- ポルマー、ノーマン (1963) / 堀元美訳 (1985) 原子力潜水艦。朝日ソノラマ、東京。
- ライシャワー、エドウィン (1955) / 西山千・伊藤拓一訳 (1969) アジアの中の日本の役割。徳間書店、東京。
- Reischauer, Edwin O. (1986) *My Life Between Japan and America*. Harper & Row, Publisher, Inc., New York.
- 佐藤榮作 (1998) 佐藤榮作日記、第2巻。朝日新聞社、東京。
- 佐藤榮作 (1998) 佐藤榮作日記、第3巻。朝日新聞社、東京。
- Schaller, Michael (1997) *Altered States: The United States and Japan since the Occupation*. Oxford University Press, New York.
- 島川雅史 (2011) アメリカの戦争と日米安保体制：在日米軍と日本の役割、第3版。社会評論社、東京。
- Simma, Bruno, et al. ed. (2002) *The Charter of the United Nations: A Commentary*, 2nd ed., Vol. 2. Oxford University Press, New York.
- Taylor, Maxwell D. (1959) *The Uncertain Trumpet*. Harper & Row, Publishers, New York.
- 山田浩 (1979) 核抑止戦略の歴史と理論。法律文化社、京都。

論文

- 五百旗頭真 (2007) 占領下日本の「外交」。(五百旗頭真編著) 戦後日本外交史、新版、21-64。有斐閣、東京。
- Kristensen, Hans (July, 1999) *Japan under the Nuclear Umbrella: U.S. Nuclear Weapons and Nuclear War Planning in Japan during the Cold War, 1-73*. The Nautilus Institute, Berkeley.
- 楠綾子 (2011) 日米同盟の成立から沖縄返還まで。(竹内俊隆編著) 日米同盟論：歴史・機能・周辺諸国の視点、71-99。ミネルヴァ書房、京都。
- 真崎翔 (2013) 日米関係における小笠原返還交渉の意義。(小笠原研究委員会) 小笠原研究、39号、1-52。首都大学東京、東京。
- Norris, Robert S., William M. Arkin, et al. (January/February, 2000) *Where They Were: How Much Did Japan Know? The Bulletin of the Atomic Scientists: 11-13, 78-79*.
- Reischauer, Edwin O. (October, 1960) *The Broken Dialogue with Japan*. *Foreign Affairs*, Vol. 39, No. 1: 11-26.
- 山田康博 (2011) 「核の傘」をめぐる日米関係。(竹内俊隆編著) 日米同盟論：歴史・機能・周辺諸国の視点、248-271。ミネルヴァ書房、京都。

公文書

- “A Report to the President by the National Security Council on Recommendations with Respect to U.S. Policy toward Japan, October 7, 1948, Washington.” Document of the National Security Council 1947-1977, Reel 1. The Center for Pacific and American Studies Library, the University of Tokyo.
- “A Report to the President by the National Security Council on the Position of the United States with Respect to Asia, December 30, 1949, Washington,” Document of the National Security Council 1947-1977, REEL 2, the Center for Pacific and American Studies Library, the University of Tokyo.
- “Briefing Memorandum from Assistant Secretary of State for East Asian and Pacific Affairs, William P. Bundy to the Secretary on Congressional Consultations on the Ryukyus and the Bonins, November 16, 1967.” Folder: POL 19 RYU ISL, Subject-Numeric Files, RG 59.
- 「カイロ宣言」細谷千博、有賀貞他編『日米関係資料集：1945-97』（東京大学出版会、1999年）：3。
- Chairman’s Staff Group to Admiral Radford. “Dispersal of Atomic Weapons in the Bonin and Volcano Islands,” June 4, 1957. National Archives, Record Group 218, Chairman’s Files, Admiral Radford, Box 44, File 476.1.
- Department of State. “Crisis in Asia: An Examination of U.S. Policy.” In *The Department of State Bulletin* Vol. 22, No. 551 (Washington: GPO, 1950): 111-18.
- 「報告対象文書 1-3」外務省調査チーム編『いわゆる密約に関する調査報告対象文書（1. 1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する「密約」問題関連）』。
- “Japan Defense Agency Plans for the Bonins, March 14, 1968,” Folder: POL 19 BONIN IS, Box 1898, RG 59.
- “Japanese Press Translations, March 6, 1958,” Records of the Military Government/ Civil Affairs Branch of the Office of the Chief of Naval Operations, 1899-1976, Series VIII, Records Regarding the Bonin-Volcano Islands, Box 101 (hereafter, Records regarding the Bonin-Volcano Islands).
- JCS 1380/129, “Note by the Secretaries to the Joint Chiefs of Staff on Study on United States Long-term Objectives with Respect to the Ryukyus Islands, December 5, 1951,” CCS 383.21 Japan (3-13-45), Sec. 28, RG 218, 911-12.
- JCS 1380/148, “Enclosure ‘C’” 383.21 Japan (3-13-45), Sec. 31, RG 218.
- JCS 1380/148, “Report by the Joint Strategic Survey Committee to the Joint Chiefs of Staff on Future Post-Peace Treaty Disposition of Ryukyu and Bonin-Volcano Islands, August 6, 1952,” 383.21 Japan (3-13-45), Sec. 31, RG 218.

- “Joint Statement Following Meetings with the Prime Minister of Japan, January 13, 1965.” In *A Documentary History of U.S.-Japanese Relations, 1945-1997*. Edited by Chihiro Hosoya, et al. (Tokyo: University of Tokyo Press, 1999): 625-27.
- 「条約第六条の実施に関する交換公文」細谷千博、有賀貞他編『日米関係資料集：1945-97』（東京大学出版会、1999年）：465-66。
- “Letter from Findley to Wachi, December 18, 1956.” Folder 7, Japanese War Dead, Box 100, Operational Archives, Naval Historical Center.
- “Memorandum to the President on Luncheon Meeting with Secretaries Rusk and McNamara, Walt Rostow, CIA Director Richard Helms, George Christian and Jim Jones, Saturday, November 4, 1967.” Folder: Meeting with Foreign Policy Advisors, November 4, 1967, 2:20 p.m., Meeting Notes File, Box 2, LBJ Papers, LBJ Library.
- 「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」細谷千博、有賀貞他編『日米関係資料集：1945-97』（東京大学出版会、1999年）：135-36。
- 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」細谷千博、有賀貞他編『日米関係資料集：1945-97』（東京大学出版会、1999年）：460-62。
- 「日本との平和条約」細谷千博、有賀貞他編『日米関係資料集：1945-97』（東京大学出版会、1999年）：111-22。
- Office of the Assistant to the Secretary of Defense (Atomic Energy), *History of the Custody and Deployment of Nuclear Weapons: July 1945 through September 1977*, February 1978.
- “Petition of the Okinawans’ Association in Taiwan,” 794C.021/9-2050, RG 59.
- 「ポツダム宣言」細谷千博、有賀貞他編『日米関係資料集：1945-97』（東京大学出版会、1999年）：8-9。
- 「1967年11月14日および15日のワシントンにおける会談後の佐藤栄作総理大臣とリンドン・B・ジョンソン大統領との間の共同コミュニケ」細谷千博、有賀貞他編『日米関係資料集：1945-97』（東京大学出版会、1999年）：748-51。
- “State Department Cable 65120 to U.S. Embassy Tokyo, November 5, 1967.” Folder: POL 19 BONIN ISLANDS, Box 1898, CENTRAL FOREIGN POLICY FILE 1967-1969, RG 59.
- “Telegram 2913 from Embassy Tokyo to State Department, October 28, 1967,” Folder: POL 19 BONIN IS, Box 1898, CENTRAL FOREIGN POLICY FILES 1967-1969, RG 59.
- “Telegram 6698 from Embassy Tokyo to State Department, March 21, 1968,” Country File Japan, Box 252, National Security Files, LBJ Library.
- “Telegram 7094 from Embassy Tokyo to State Department, April 3, 1968.” Folder: POL 19 BONIN IS 4-1-68, Box 1898, CENTRAL FOREIGN POLICY FILES 1967-1969,

RG 59.

“Telegram 83547 from State Department to Embassy Tokyo, December 13, 1967.”

Folder: POL 19 BONIN IS, Box 1898, CENTRAL FOREIGN POLICY FILES
1967-1969, RG 59.

“Telegram 9628 from Embassy Tokyo to State Department, June 26, 1968,” Folder:

POL 19 BONIN IS 4-1-68, Box 1898, CENTRAL FOREIGN POLICY FILES
1967-1969, RG 59.

The National Security Archive, Revelations in Newly Released Documents about U.S.

Nuclear Weapons and Okinawa Fuel NHK Documentary. “Memorandum of
Conversation. William Bundy / Japanese Ambassador Shimoda. 7/10/67. Subject:
Okinawa and the Bonin Islands (Secret / Exdis / Need to Know).” George
Washington University.

“The Truman Doctrine (3/12/1947).” In *A Documentary History of U.S.-Japanese
Relations, 1945-1997*. Edited by Chihiro Hosoya, at el. (Tokyo: University of Tokyo
Press, 1999): 37-38.

The University of North Carolina. “Proclamation of Independence of the Democratic
Republic of Vietnam.”

<http://www.unc.edu/courses/2009fall/hist/140/006/Documents/VietnameseDocs.pdf>
(Accessed on October 24, 2012).

“United States Administration of the Bonin Islands, June 14, 1961,” in Executive
Secretariat Conference Files, 1949-63, Folder: CF 1915, Box 256, RG 59.

United States Senate. *Congressional Record: Proceedings and Debates of the 80th
Congress, Second Session, Volume 94, Part 6, June 3, 1948, to June 14, 1948 (Page
6991 to 8228)*. Washington, DC: United States Government Printing Office, 1948.

U.S. Department of State Publication 8606, Office of Historian, Bureau of Public
Affairs. “Memorandum by General of the Army Douglas MacArthur, 21 March 1947.”

In *Foreign Relations of the United States, 1947, Volume VI, The Far East*
(Washington, DC: United States Government Printing Office, 1972): 454-56.

U.S. Department of State Publication 8606, Office of Historian, Bureau of Public
Affairs. “Memorandum by Mr. John P. Davis, Jr., of the Policy Planning Staff to the
Director of the Staff (Kennan), August 12, 1947.” In *Foreign Relations of the United
States, 1947, Volume VI, The Far East* (Washington, DC: United States Government
Printing Office, 1972): 485-86.

U.S. Department of State Publication 8854, Office of Historian, Bureau of Public
Affairs. “Memorandum by the Acting Chief of the Division of Japanese Affairs
(Borton) to the Director of the Office of Far Eastern Affairs, [Washington,]

- September 30, 1946.” In *Foreign Relations of the United States, 1946, Vol. VIII, Part 2, The Far East*. (Washington, DC: United States Government Printing Office, 1971): 322-23.
- U.S. Department of State Publication 8606, Office of Historian, Bureau of Public Affairs. “Memorandum of Conversation, by the Acting Political Adviser in Japan (Sebald), October 26, 1947.” In *Foreign Relations of the United States, 1947, Volume VI, The Far East* (Washington, DC: United States Government Printing Office, 1972): 547-50.
- U.S. Department of State Publication 10130, Office of Historian, Bureau of Public Affairs. “Letter from the Ambassador to Japan (MacArthur) to Secretary of State Dulles, Tokyo, April 18, 1958.” In *Foreign Relations of the United States, 1958-1960, Volume XVIII, Japan; Korea* (Washington, DC: United States Government Printing Office, 1994): 22-29.
- U.S. Department of State Publication 11321, Office of Historian, Bureau of Public Affairs. “Memorandum of Conversation, Washington, June 30, 1964, 9:45-10:15 a.m.” In *Foreign Relations of the United States, 1964-1968, Volume XXIX, Part 2, Japan* (Washington, DC: United States Government Printing Office, 2006): 19-22.
- U.S. Department of State Publication 11321, Office of Historian, Bureau of Public Affairs. “Memorandum from the President’s Special Assistant (Rostow) to President Johnson, Washington, November 3, 1967.” In *Foreign Relations of the United States, 1964-1968, Volume XXIX, Part 2, Japan* (Washington, DC: United States Government Printing Office, 2006): 217-21.
- “Visit of Prime Minister Sato, Action Memorandum from William P. Bundy to the Secretary, October 21, 1967.” Folder: POL 7 JAPAN 10-1-68, Box 2243, CENTRAL FOREIGN POLICY FILES 1967-1969, RG 59.
- “Visit of Prime Minister Sato, January 11-14, 1965, Memorandum for the President, Your Meeting with Prime Minister Sato.” In *A Documentary History of U.S.-Japanese Relations, 1945-1997*. Edited by Chihiro Hosoya, at el. (Tokyo: University of Tokyo Press, 1999): 619-22.
- “White House Meeting with Prime Minister Sato, 11:30 a.m. January 12, 1965” Sato Visit Memos and Cables [1 of 4], Lyndon B. Johnson Library and Museum.
- “U.S.-Japanese Relations and Security Problems, November 15, 1967.” Folder: POLITICAL AFF. & REL. JAPAN-US 1-1-67, Box 2249, Central Foreign Policy Files, 1967-1969, RG 59.

新聞記事

Jameson, Samuel. "Navy's 'Mystery Base' in Bonins Irks Japanese." *Chicago Daily Tribune*, November 1, 1964.

"Porkchop: Iwo is Important Link in FEALF Life Line." *Pacific Stars and Stripes*, September 3, 1952.